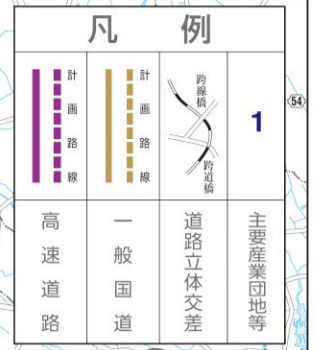




埼玉県主要産業団地図



埼玉県主要産業団地等一覧

番号	名称	所在地(市町村)	団地ha	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	深谷	深谷市	97.7	16	東松山	東松山市・滑川町	73.6	31	的場	川越市	34.2	46	幸手	幸手市	23.9	61	秩父みどりが丘	秩父市	63.2	76	菫浦北部	久喜市	55.7	91	五明	上里町	11.4	106	国ヶ崎ヶ島IC東側	鶴ヶ島市	39.2	2	吉野原	さいたま市	57.0	17	白岡	白岡市・久喜市	64.0	32	熊谷御稜ケ原	熊谷市・深谷市	199.4	47	伊奈北部地区	伊奈町	17.7	62	加須むさしの	加須市	4.4	77	彩の園資源循環工場	寄居町	39.7	92	東松山葛袋	東松山市	28.2	107	狭山拡張地区	狭山市	19.5	3	上尾平塚	上尾市	6.7	18	小室	伊奈町	40.6	33	清久	久喜市	68.8	48	蓮田黒浜	蓮田市	33.8	63	加須下高柳	加須市	21.4	78	寄居富田	寄居町	86.1	93	杉戸屏風深輪	杉戸町	23.8	108	富士見上南地区	富士見市	19.3	4	草加	草加市	105.7	19	上日出谷・下石戸	桶川市・北本市	50.0	34	児玉	杉市・上野・洲間	108.4	49	川里	鴻巣市	24.0	64	長野	行田市	26.4	79	川島インター	川島町	47.0	94	三島地区	川島町	5.2	109	鴻巣箕田地区	鴻巣市	16.7	5	上尾坊山	上尾市	3.9	20	川島戸守	川島町	19.0	35	熊谷	熊谷市・深谷市	180.4	50	大和根豊野台 フレックスタイム	加須市	55.8	65	本庄いまい台	本庄市	40.2	80	川越第二	川越市	19.3	95	藤曲	東松山市	7.1	110	寄居桜沢	寄居町	12.9	6	川越・狭山	川越市・狭山市	189.6	21	万吉	熊谷市	58.3	36	川越	川越市	71.6	51	竹間窪第一	三芳町	24.9	66	騎西藤のみ	加須市	44.2	81	菫浦南部	久喜市	18.9	96	加須IC東	加須市	17.7	111	羽生上岩瀬	羽生市	7.1	7	行田富士見	行田市	91.4	22	鴻巣落・吹上	鴻巣市	16.7	37	富士見	川越市・鶴ヶ島市	96.0	52	松ノ木島	和光市	7.7	67	行田みなみ	行田市	42.4	82	騎西城南	加須市	19.6	97	桶川加納原地区	桶川市	6.3	112	宮代戸横町地区	宮代町	19.6	8	南栄町	春日部市	43.7	23	本郷	杉市・春日部市	34.5	38	川島	川島町	56.2	53	川本春日丘	深谷市	49.2	68	飯能大河原	飯能市	137.7	83	三郷インター南部	三郷市	44.4	98	寄居スマートIC美里	美里町	14.0	113	久喜高柳	久喜市	19.0	9	草加・八潮	草加市・八潮市	87.5	24	日高	日高市	55.8	39	騎西	加須市	35.5	54	羽生小松台	羽生市	36.2	69	児玉・神川らめひ	本庄市・神川町	26.1	84	和光北インター地域	和光市	18.2	99	草加緑フーズサイト	草加市	19.4	114	三ヶ島工業団地 周辺地区	所沢市	28.6	10	武蔵	入間市	48.5	25	本庄下野堂	本庄市	20.9	40	岩槻	さいたま市	96.7	55	桶川東部	桶川市	57.2	70	狭山台	入間市	47.3	85	柏原北地区	狭山市	6.5	100	樺沢西部	深谷市	23.1	115	高虫西部地区	蓮田市	26.3	11	加須	加須市	57.8	26	八潮木曾根	八潮市	37.4	41	大沼	羽生市	89.4	56	加須川口	加須市	28.4	71	熊谷三二	熊谷市	14.0	86	白岡西部	白岡市	15.7	101	上尾道路沿道 中新井・堤崎	上尾市	8.5	116	坂戸インター チェンジ地区	坂戸市	47.4	12	川口南平	川口市	3.1	27	吉川	吉川市	24.0	42	豊野	春日部市	35.5	57	長谷	吉見町	35.4	72	菱沼西部	熊谷市	49.4	87	入西東部	坂戸市	26.0	102	松伏田島	松伏町	18.1	117	吉見大和田地区	吉見町	16.7	13	川口南郷	川口市	22.2	28	吉見下細谷	吉見町	21.0	43	松郷	所沢市	3.8	58	嵐山花見台	嵐山町	91.3	73	杉戸深輪	杉戸町	45.6	88	幸手中央地区	幸手市	47.3	103	川越増形地区	川越市・狭山市	16.8	14	上尾領家	上尾市	20.6	29	鷲宮	久喜市	112.3	44	加須・大利根	加須市	97.4	59	幸手ひばりヶ丘	幸手市	22.6	74	羽生下川崎	羽生市	49.5	89	城南	吉見町	24.9	104	行田富士見拡張地区	行田市	7.0	105	嵐山花見台拡張地区	嵐山町	9.1	106	国ヶ崎ヶ島IC東側	鶴ヶ島市	39.2	107	狭山拡張地区	狭山市	19.5	108	富士見上南地区	富士見市	19.3	109	鴻巣箕田地区	鴻巣市	16.7	110	寄居桜沢	寄居町	12.9	111	羽生上岩瀬	羽生市	7.1	112	宮代戸横町地区	宮代町	19.6	113	久喜高柳	久喜市	19.0	114	三ヶ島工業団地 周辺地区	所沢市	28.6	115	高虫西部地区	蓮田市	26.3	116	坂戸インター チェンジ地区	坂戸市	47.4	117	吉見大和田地区	吉見町	16.7

地下水採取規制地域図

注: さいたま市内については、さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。

規制地域	規制方法	手続き	許可・届出基準
第一種指定地域	許可制	揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6cm ² を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更には知事の許可を受けなければなりません。	①ストレーナの位置が650m以上深であること。 ②揚水機の吐出口の断面積が2cm ² 以下であること。 ③揚水機が揚水ポンプの上昇管、集水管及び水質検査管には特例があります。
第二種指定地域	届出制	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 以下の揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	①モーターの定格出力が2.2kw以下であること。 ②地下水の採取量を1日当たり最大50cm ³ 以下とする。 ③揚水機が揚水ポンプの上昇管、集水管及び水質検査管には特例があります。